

【論文】

## 中山間地域の子どもの貧困化 — 鳥根県雲南市の検討 —

宮本恭子

（鳥根大学法文学部法経学科）

### 概要

本稿では、中山間地域に指定されている鳥根県雲南市を研究対象として、これまで子どもの貧困をめぐる議論の中であまり取り上げられることの少なかった中山間地域農村部の子どもの貧困化に焦点を当て、基礎的統計を提示しながら、「援助の対象とすべき子どもは誰かとその大きさ」を明らかにした。これに併せて、「見えにくく捉えづらい子どもの貧困」の実態把握の在り方を検討した。雲南市では、子どもの貧困の状態が見えにくく捉えづらいという特徴が明らかになった。農村部の子どもの貧困対策を推進するためには、被保護層より広い貧困層を対象に実態把握を行い、必要な支援策を検討する必要があることが示唆される。

キーワード：子ども、貧困、中山間地域

### はじめに

子どもの貧困に大きな注目が集まるようになってきた。子どもの相対的貧困率は、世帯の可処分所得が中央値の50%未満（税金・社会保険料と各種の社会保障給付を考慮し、世帯人数と構成に応じて調整した数値）の世帯で暮らしている子どもの割合である。これが、世界の大半の先進経済諸国および日本の厚生労働省でも用いられている「子どもの相対的貧困」の定義である。すなわち、それぞれが属する社会の大半の子どもたちが「当然のこと」と捉えている利益や機会を得ることができない子供たちの割合を示している。

厚生労働省が平成25年6月に実施した「国民生活基礎調査」によると<sup>1)</sup>、平均的な所得の半分は平成24年時点で122万円であり、相対的貧困率は16.1%であった（表1参照）。これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの対象とした「子どもの相対的貧困率」は16.3%と過去最悪を更新した。もちろん所得だけで実際の状況を測ることはできないが、ひとつの目安として見た場合、日本の子どもの約6人に1人が相対的貧困に当てはまることになる。また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の貧困率は15.1%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯の貧困率は54.6%に跳ね上がる。このように、ひとり親家庭など「大人が一人」で子どもを養育している家庭は特に経済的に困窮している実態がうかがえる。

表1 貧困率の年次推移

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率 (%)	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯 (%)	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.1	18.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.5	12.7	12.4
名目値 (万円)										
中間値	216	23	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122

注：貧困率とは、OECDの作成基準に基づき算出したものをいう。相対的貧困率は、貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分をいう。

子どもの貧困率は、17歳以下の子どもが全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。子どもは17歳以下の者をいい、大人とは18歳以上の者である。

名目値とは、その年の可処分所得をいう。等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得である。

出所：平成25年 国民生活基礎調査の概況、p18より作成。

この問題が深刻なのは、子どもの貧困状態を示す数字が諸外国と比べて悪いことである。経済協力開発機構（OECD）でみると<sup>2)</sup>、平成22年において、日本の18歳未満の子どもの貧困率はOECD34カ国中10番目に高く、OECD平均を上回っている。しかも、ひとり親世帯に育つ子どもの貧困率は50%を超えており、OECD諸国中最下位となっている。子どもの6人に1人、ひとり親家庭の半分以上の世帯がいわゆる「貧困の状態」にあるという数字は、かつて一億総中流社会といわれた日本のイメージからみれば、相当インパクトがある。

このような状況を受けて、平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月に施行された。その基本理念として「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する」ことを旨とすることが明記されている<sup>3)</sup>。また、この法律を受けて、政府は、平成26年8月、「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」を決定した。大綱は「子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらい」とし、子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要性を表明した。これを受けて法律には、国および地方公共団体の責務、都道府県計画の策定に関する規定が設けられた。

こうした法の趣旨に鑑み、鳥根県も、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、法律第9条に基づく法定計画として、「鳥根県子どものセーフティネット推進計画」を策定した。この計画では、大綱を勘案し、1 貧困状態にある子供の現状に直接働きかける対策、2 将来の貧困につながる特定の課題を軽減する対策、3 貧困を予防する効果のある対策、4 上記の対策を推進するための体制整備等を明記した<sup>4)</sup>。

しかし、子どもの貧困を解消するため、独自の行動計画を策定した都道府県のうち、具体的な達成目標を盛り込んでいないところが多く、今後、計画を策定する自治体の中にも方針を決

めていないところが多い。目標設定が進んでいない背景について各自治体は、「子どもの貧困の実態を把握しにくい」ことを挙げている。まずは現実に関何が起こっているのか実態把握が必要であるが、日本においては、子ども間に格差が存在するということが長い間社会問題として認識されてきておらず、2009年頃まで日本の中で、子どもの貧困が政策課題であると認識されたことも、ほとんどなかった<sup>5)</sup>。

国際的に見ても、子どもの貧困の深刻さが発見されるようになり<sup>6)</sup>、いまだ十分に認知されていない、子どもの貧困の実態や背景を可視化することが重要な課題となっている。しかしながら、援助の対象とすべき子どもの貧困状態は十分に把握されておらず、その実態把握の在り方が課題の一つとなっている。

子どもの貧困の実態を適切に把握するには、「どこで」貧困が起きているかという地域の特定や「援助の対象とするべき子どもは誰かとその大きさ」を認識することが重要な視点になる。本稿で目指すものは、子どもの貧困の実態を把握するために、これまで子どもの貧困をめぐる議論の中であまり取り上げられることの少なかった中山間地域農村部の子どもの貧困化を検討することにある。地方の農村部を対象にした理由は、子どもの数が比較的少なく、子どもの貧困状態の実態を把握するための地域別データを入手しやすいと考えたからである。具体的には、中山間地域に指定されている島根県雲南市を対象とする。雲南市の子どもの貧困化の基礎的統計を提示しながら、「援助の対象とするべき子どもは誰かとその大きさ」を明らかにすることを通じて、「見えにくく捉えづらい子どもの貧困」の実態に迫っていくこととしたい。

## I. 雲南市の概況

### 1. 地勢

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指す。狭義の「中山間地域」とは、農村統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指すものである<sup>7)</sup>。なお、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第35条において、中山間地域は「山間地域及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義される。この場合の「中山間地域等」は、上記の農村統計上の「中山間地域」のほか、諸条件が不利な地域である地域振興立法の対象地域が含まれることになる。このように、「中山間地域」という言葉には様々な定義があるが、島根県では、平成11年3月に制定された「島根県中山間地域活性化基本条例」において中山間地域を「産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利で振興が必要な地域」と定義している。

雲南市は、総面積553.4km<sup>2</sup>のうち森林が80%を占める過疎地域に指定される中山間地域である。島根県の東部に位置し、松江市、出雲市に隣接し、南部は広島県に接している。平成16年11月の合併で、近隣6町村（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町）が合併し、現在の雲南市が誕生した。加茂町から大東町、三刀屋町にかけて平野部が広がっているが、吉田村、掛合町では中国山地に至る広範な山間部を形成しており、過疎化の問題が課題になっている。

## 2. 人口及び生活環境

雲南市の総人口は、平成 26 年 39,472 人で、平成 17 年 44,817 人から 9 年間で 5,345 人の減少となった<sup>7)</sup>。年齢別構成人口は、年少人口割合の低下と老年人口割合の上昇が続き、年少人口割合は平成 17 年の 12.9% から 26 年に 11.8%、老年人口割合は平成 17 年の 31.1% から平成 26 年に 35.9% となり、人口減少と高齢化が進行している<sup>8)</sup>。離婚件数は平成 17 年 50 人、平成 24 年 47 人、平成 25 年 60 人で増加傾向にある<sup>9)</sup>。母子世帯総数は平成 22 年 112 件であり、母子世帯 1 世帯当たりの子どもの数は 1.7 人である<sup>10)</sup>。

産業別就業者を国勢調査によってみると、第三次産業が平成 17 年の 53.9% から 22 年に 55.0% に増加し、全産業に占める割合が最も多い。第二次産業は平成 17 年の 31.2% から 22 年に 29.2% に減少し、第一次産業も平成 17 年の 14.5% から 22 年に 10.9% に減少している<sup>11)</sup>。また、平成 22 年に雲南市内で従業・通学する者は 15,883 人、他市で従業・通学する者は 6,371 人であり<sup>12)</sup>、近隣の松江市や出雲市に通勤・通学する者が多い。農家は兼業への依存度が高く、平成 22 年の農家数 2,988 戸のうち、専業農家は 481 戸、兼業農家は 2,507 戸であった<sup>13)</sup>。兼業農家については、第二種兼業農家が 2,345 戸で圧倒的に多い。持ち家住宅率(人が居住している住宅全体に占める持ち家数の割合)を平成 22 年国勢調査によってみると、全国が 61.9%、島根県が 71.9%、雲南市が 85.4% であり<sup>14)</sup>、雲南市の持ち家比率の高さが注目される。ちなみに公営住宅等に住む世帯数は 980 世帯で 7.8% である<sup>15)</sup>。

## II. 生活保護受給状況

### 1. 生活保護受給者数

持ち家比率が高く、島根県西部の特産である「石州瓦」の赤い瓦の民家が並ぶ、独特で風情のある風景からは、「支援しなければいけない」子どもの実態を認識しづらいかもしれないが、雲南市では、確かに高齢化が進行し、離婚件数も増加傾向を示していることが注目される。ところで、「支援しなければいけない子ども」とはどのような子どもなのであろうか。一般に社会的に認識されているのは「生活保護受給世帯で育つ子ども」ということができるであろう。

生活保護は貧困世帯に対する唯一の支援制度であり、生活保護を受けられるのは、基本的に、世帯収入が保護基準に基づいて世帯単位で算定した最低生活費を下回る場合であり、これらの世帯にその差額が支給されることになる。雲南市の生活保護受給世帯及び保護人員をみると、全国、島根県と同様に増加傾向にあり、平成 25 年の生活保護受給世帯数は 146 世帯で人員数は 199 人に上昇している(表 2 参照)。しかしながら、この数値はあくまでも人数を示しているのであり、人口が変化する中ではあまり意味をもたない。そこで、人口に占める受給者の割合である保護率を見てみよう。雲南市の保護率は、全国及び島根県と比べるとかなり低い水準を示すが、平成 17 年(3.6%)から平成 25 年(5.0%)と、僅かではあるが増えている。このように、雲南市の全人口に占める生活保護受給者の割合は増加傾向にあるが、その割合は小さい。

表2 生活保護受給者の動向

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
被保護世帯数									
全 国	1041508	1075820	1105275	1148766	1274231	1410049	1498375	1558490	1591846
島根県	3104	3272	3512	3512	3750	4071	4314	4535	4610
雲南市	114	115	114	117	124	130	134	138	146
被保護人員(人)									
全 国	1475838	1513893	1543321	1592625	1763572	1952063	2067244	2135743	2161612
島根県	4138	4297	4462	4605	4952	5470	5830	6110	6160
雲南市	158	147	149	154	162	167	177	181	199
保護率(%)									
全 国	11.6	11.9	12.1	12.5	13.8	15.2	16.2	16.7	17
島根県	5.5	5.8	6.1	6.3	6.8	7.6	8.1	8.6	8.8
雲南市	3.6	3.3	3.4	3.6	3.8	4.0	4.3	4.5	5.0

注：この表は各年度の月平均をあらわす。保護率：年度保護率（人口千対）

資料：島根県統計書（H17～H24）。H25年度被保護者調査より作成。

## 2. 世帯類型別生活保護受給者

生活保護の受給者を世帯類型別にみると、生活保護を受けている世帯の構成比の一番高いのは高齢者世帯である。表3は全国、島根県、雲南市の世帯類型別にみた生活保護を受けている世帯の構成比を示している。高齢化が進む雲南市の大きな特徴としては第1に、全国及び島根県とくらべ高齢者世帯の割合が大きく、平成26年に45.6%となっている。第2に、障害者世帯の割合は平成20年（15.7%）から平成26年（18.4%）へと増加傾向にある。第3に、その他の世帯は平成20年（20.9%）を占めていたが、平成26年（16.3%）に減少した。その他の世帯には、失業者世帯や就農世帯、福祉的就労等の低賃金収入者世帯が含まれる。第4に、母子世帯の割合は全国では漸減傾向にあるが、島根県と雲南市では増加傾向にある。雲南市では、平成20年2件（1.7%）から平成26年6件（4.1%）に上昇した。ただし、平成22年の雲南市の母子世帯総数は112世帯であるのに対し<sup>16)</sup>、生活保護を受けている母子世帯は2件にとどまっている。

## Ⅲ. 生活保護を受けている子ども

### 1. 子どもの被保護人員数・率の推移

生活保護受給世帯の水準の低さは、生活保護受給世帯で育つ子どもの水準の低さにもつながる。そこで、「支援しなければいけない子ども」の数を把握できる数字として、生活保護を受けている子どもの数を見てみよう。

表4の通り、雲南市の17歳以下の子どもで現に生活保護を受けた実人員数・率は、全国及び島根県とくらべ低い水準にある。雲南市の子どもの被保護人員数は、平成17年（9人）から平成24年（11人）である。県内の生活保護受給者に占める子どもの割合は、全国では、平

表3 現に保護を受けた世帯類型の動向

	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他
全国						
H17	1,039,570	451962 (43.5)	90531 (8.7)	117271 (11.3)	272547 (26.2)	107259 (10.3)
H18	1,073,650	473838 (44.1)	92609 (8.6)	125187 (11.7)	272170 (25.3)	109847 (10.2)
H19	1,102,945	497665 (45.1)	92910 (8.4)	132007 (11.9)	269080 (24.4)	111282 (10.1)
H20	1,145,913	523840 (45.7)	93408 (8.2)	137733 (12.0)	269362 (23.5)	121570 (9.6)
H21	1,270,588	563061 (44.3)	99592 (7.8)	146790 (11.5)	289166 (22.8)	171978 (13.5)
H22	1,405,281	603540 (42.9)	108794 (7.7)	157390 (11.2)	308156 (21.9)	227407 (16.2)
H23	1,492,396	636469 (42.6)	113323 (7.6)	169488 (11.4)	319376 (21.4)	253740 (17.0)
H24	1,551,707	677577 (43.7)	114122 (7.4)	177648 (11.4)	297458 (19.2)	284902 (18.4)
H25	1,583,919	719625 (45.4)	111520 (7.0)	182418 (11.5)	282301 (17.8)	288055 (18.2)
島根県						
H20	42,012	17178 (40.9)	2198 (5.2)	5325 (12.7)	10505 (25.0)	6806 (16.2)
H21	44,868	17636 (39.2)	2430 (5.4)	5608 (12.5)	10727 (24.0)	8467 (18.9)
H22	48,660	17997 (36.9)	2916 (6.0)	5742 (11.8)	11666 (24.0)	10339 (21.2)
H23	51,595	20801 (40.3)	3055 (6.0)	7638 (14.8)	8111 (15.7)	11990 (23.2)
H24	52,245	20778 (39.8)	3403 (6.5)	8077 (15.5)	7494 (14.3)	12493 (23.9)
H25	55,137	22189 (40.2)	3349 (6.1)	8243 (12.7)	7533 (13.7)	13823 (25.0)
雲南市						
H20	115	53 (46.1)	2 (1.7)	18 (15.7)	18 (15.7)	24 (20.9)
H21	121	57 (47.1)	1 (0.8)	17 (14.0)	22 (18.2)	24 (19.8)
H22	128	56 (43.8)	2 (1.6)	21 (16.4)	19 (14.8)	30 (23.4)
H23	135	55 (48.7)	3 (2.2)	24 (17.8)	27 (20.0)	26 (19.3)
H24	131	54 (38.8)	3 (2.2)	24 (17.3)	31 (22.3)	27 (19.4)
H25	142	56 (39.4)	7 (4.9)	29 (20.4)	24 (16.9)	26 (18.3)
H26	147	67 (45.6)	6 (4.1)	27 (18.4)	23 (15.6)	24 (16.3)

注：数値は1か月平均である。

出所：全国は、H25年度被保護調査年次推移統計表より作成。島根県は、島根県統計書より作成。雲南市は、雲南市健康福祉部健康福祉課総務課提供資料より作成。

中山間地域の子どもの貧困化 - 島根県雲南市の検討 -

表4 17歳以下の子どもの被保護人員数・率（年齢階級別）（人・％）

	総数 (該当年齢人口に 占める割合%)	0歳	1・2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳
全国								
H17	226,709 (1.06)	5,003 (0.47)	13,046 (0.61)	28,147 (0.80)	38,507 (1.08)	45,739 (1.27)	49,878 (1.38)	46,389 (1.21)
18	229,202 (1.08)	5,197 (0.48)	12,447 (0.58)	27,663 (0.80)	37,943 (1.06)	46,458 (1.30)	51,778 (1.43)	47,716 (1.28)
19	217,611 (1.04)	5,107 (0.47)	11,910 (0.56)	26,716 (0.80)	36,801 (1.04)	45,889 (1.28)	52,296 (1.44)	48,892 (1.33)
20	226,742 (1.099)	5,266 (0.48)	11,957 (0.55)	25,752 (0.79)	35,680 (1.02)	45,312 (1.27)	52,353 (1.45)	50,422 (1.39)
21	241,549 (1.17)	6,426 (0.60)	13,781 (0.65)	27,312 (0.85)	37,353 (1.09)	46,786 (1.31)	55,356 (1.55)	54,535 (1.51)
22	270,379 (1.32)	7,887 (0.75)	16,965 (0.79)	31,080 (0.97)	41,287 (1.22)	50,426 (1.43)	60,521 (1.69)	62,213 (1.70)
23	285,642 (1.40)	8,008 (0.75)	18,735 (0.90)	34,194 (1.07)	42,779 (1.31)	52,102 (1.49)	63,223 (1.77)	66,583 (1.82)
24	285,265 (1.41)	7,281 (0.70)	18,356 (0.87)	35,193 (1.10)	42,222 (1.31)	52,218 (1.52)	61,807 (1.74)	68,188 (1.89)
島根県								
H17	380 (0.30)	12 (0.20)	22 (0.18)	41 (0.20)	51 (0.26)	79 (0.37)	78 (0.35)	97 (0.40)
18	402 (0.32)	15 (0.26)	26 (0.21)	45 (0.23)	53 (0.27)	75 (0.36)	98 (0.45)	90 (0.38)
19	452 (0.38)	15 (0.26)	39 (0.33)	47 (0.26)	57 (0.29)	93 (0.36)	105 (0.49)	96 (0.42)
20	467 (0.40)	16 (0.28)	42 (0.35)	52 (0.29)	61 (0.31)	78 (0.40)	116 (0.54)	102 (0.46)
21	510 (0.43)	14 (0.26)	35 (0.30)	70 (0.40)	68 (0.31)	84 (0.43)	123 (0.60)	116 (0.53)
22	537 (0.47)	17 (0.30)	39 (0.35)	88 (0.50)	94 (0.51)	103 (0.52)	144 (0.72)	152 (0.70)
23	640 (0.57)	23 (0.41)	45 (0.40)	107 (0.61)	116 (0.65)	126 (0.65)	152 (0.77)	171 (0.79)
24	763 (0.69)	22 (0.41)	54 (0.47)	91 (0.53)	134 (0.76)	139 (0.73)	148 (0.76)	175 (0.85)
雲南市								
H17	9 (0.13)	1 (0.30)	0	1 (0.09)	2 (0.17)	4 (0.34)	0	1 (0.07)
18	4 (0.06)	1 (0.34)	0	0	1 (0.09)	2 (0.16)	0	0
19	8 (0.12)	0	3 (0.47)	1 (0.10)	0	3 (0.26)	0	1 (0.08)
20	5 (0.08)	0	1 (0.17)	0	0	2 (0.17)	2 (0.17)	0
21	9 (0.14)	0	0	1 (0.10)	1 (0.09)	2 (0.18)	4 (0.32)	2 (0.16)
22	6 (0.10)	0	0	1 (0.11)	0	0	5 (0.43)	0
23	10 (0.16)	0	1 (0.18)	1 (0.11)	0	0	3 (0.26)	5 (0.44)
24	11 (0.18)	0	1 (0.17)	0	1 (0.10)	0	5 (0.46)	4 (0.34)

資料：全国、島根県は平成24年被保護実態調査、各年度被保護全国一斉調査、雲南市は島根県庁地域福祉課提供資料より作成。

被保護率計算のための年齢別人口は、国勢調査、総務省統計局人口推計、島根統計情報データベース（年報）。

成17年(1.06%)から平成24年(1.41%)、鳥根県では、平成17年(0.30%)から平成24年(0.69%)、雲南市では、平成17年(0.13%)から平成24年(0.18%)となっている。このように、雲南市の生活保護を受けた子どもの数を見る限り、「支援しなければいけない子ども」の数は、全国及び鳥根県と比べ少ないことが特徴である。

## 2. 扶助別（教育扶助、生業扶助）

生活保護制度においては、要保護者の生活需要をその需要の態様、性質などに応じて、8種類の扶助に分けて基準が定められている（表5参照）。そのうち、子どもの日常生活において必要な要素を満たすものとして教育扶助がある。教育扶助は、義務教育就学中の児童・生徒を対象に、義務教育に伴って必要な学用品費、実験実習見学費、通学用品費、教科外活動費、図書購入費、学校給食費、通学のための交通費等の費用を小中学校別に定めた基準額に応じて支給するものである。

教育扶助の人員数は、鳥根県では平成17年の217人から25年にはほぼ2倍の406人に増えた（表5参照）。雲南市の教育扶助人員数も、平成17年の5人から25年には10人に増えた。教育扶助の支給状況を小学校・中学校別にみると（表6参照）、小学校・中学校ともに扶助人員は増える傾向にあることがわかる。教育扶助はあくまで義務教育に伴って必要な費用に限られる。したがって、義務教育終了後の高等学校等への就学に必要な教育費については、技能修得費として、生業扶助が別途支給される。また、家庭内学習に用いる各種教材の購入費や、クラブ活動に要する費用である学習支援費も、高校生を対象としたものについては、生業扶助の技能修得費として支給される。

この生業扶助の人員数は、鳥根県では、平成17年の68人から25年にはほぼ2倍の144人に、雲南市では平成18年の1人から25年には9人に増えた（表5）。雲南市の扶助費総額は平成25年には2千万円を超えているが、その内訳をみれば教育扶助費は（平成25年で11万9千円）、生業扶助費は（同15万2千円）にとどまる。このように、雲南市の扶助費総額に占める教育扶助費と生業扶助費の割合は増加傾向にあるが、生活保護受給者数と同様にその割合は小さい。

## IV. 就学援助を受けている子ども

### 1. 就学援助制度の運用

教育扶助は、生活保護世帯に属する小中学生を対象に、義務教育に伴う学校給食費、通学用品、学用品費を支給するのに対し、教育扶助の対象とならない修学旅行費と医療費を支給するのが就学援助制度である。この就学援助制度の対象には、教育扶助を受けていない要保護者も含む。さらに、生活保護を受けていないが、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している小中学生（準要保護者）に対しても、市町村が学校給食費、通学用品費、学用品費、修学旅行費を援助する。

義務教育段階の公立学校では授業料の負担がないのは当然であるが、学校給食費や学用品費、クラブ活動費、修学旅行費など、家計による負担は残る。ひとくちに学用品費といっても、様々な出費が求められる。低所得世帯にはこれらの費用が大きな負担になる。このような、経済的



表5 被保護実人員・扶助費 単位：人、千円

	総数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費	被保護 実人員	扶助費
雲南市																		
H17	158	18,021	125	4,451	70	944	5	39	27	285	141	12,224	-	26	-	-	-	53
H18	147	16,335	116	4,135	64	858	3	20	23	213	139	11,060	-	-	1	3	0	45
H19	149	16,079	124	4,364	68	893	3	24	21	221	120	10,552	0	0	1	9	0	16
H20	154	16,371	129	4,459	68	869	5	35	23	255	119	10,727	0	0	0	13	0	14
H21	162	18,156	137	4,819	79	1,130	7	75	22	295	122	12,136	0	0	1	13	0	48
H22	167	17,363	145	5,052	88	1,132	7	100	20	260	129	10,755	-	-	1	31	0	35
H23	177	17,982	152	5,277	95	1,247	4	60	27	354	146	10,983	-	-	5	100	0	31
H24	181	20,382	153	5,524	101	1,408	7	95	28	268	146	12,983	-	-	4	72	0	32
H25	200	22,035	166	5,582	118	1,539	10	119	30	425	165	14,146	0	0	9	152	0	63
島根県																		
H17	4138	548,637	3,585	158,004	2,376	36,887	217	1,697	614	13,377	3,569	336,769	1	161	68	1,253	3	501
H18	4297	555,860	3,724	165,896	2,488	41,786	229	1,841	624	13,913	3,689	330,417	-	47	62	1,267	4	694
H19	4462	556,307	3,841	169,782	2,609	44,805	259	2,125	655	15,097	3,705	322,356	1	115	75	1,441	4	586
H20	4605	576,149	3,980	175,133	2,838	48,867	257	2,116	661	14,671	3,727	332,356	0	95	85	1,691	4	677
H21	4952	611,734	4,346	192,196	3,177	56,886	285	3,114	668	15,774	3,933	332,899	1	270	108	2,105	5	718
H22	5470	666,790	4,853	216,681	3,596	64,359	358	4,076	716	16,223	4,272	361,492	1	294	156	2,737	5	929
H23	5830	712,796	5,028	227,075	3,925	70,633	394	4,479	854	16,878	4,337	390,134	1	337	144	2,580	-	680
H24	6089	731,132	5,188	235,135	-	75,858	-	4,543	912	15,791	-	396,069	1	245	-	2,750	5	741
H25	6160	737,762	5,166	232,091	4,217	79,920	406	4,510	947	18,055	4,542	399,607	0	206	144	2,384	8	1,039

注：数値は各年度の月平均である。数値を記載していない箇所は、福祉事務所の数値に1以下の数値があるため、統計上、その合計も記していない。  
 雲南市での葬祭扶助は、平成25年度は年間で4名葬祭扶助を支給しているが、12カ月で除し、四捨五入すると、月平均が0になるため、被保護人員0  
 人で扶助費が計上されている。  
 資料：島根県統計書、島根県健康福祉部地域福祉課提供資料より作成。

表 6 教育扶助の状況

	雲南市			島根県				
	教育扶助人員 (人)			教育扶助費 (年度計)(円)	教育扶助人員 (人)			教育扶助費 (年度計)(円)
	小学校	中学校	計		小学校	中学校	計	
H17	3	0	3	-	121	80	201	20,243,529
H18	3	0	3	242,277	125	105	230	22,089,100
H19	3	0	3	291,726	150	112	262	25,499,982
H20	2	2	4	415,415	138	119	257	25,397,177
H21	3	4	7	903,262	160	121	281	37,367,965
H22	0	5	5	1,195,278	184	139	323	48,908,736
H23	0	4	4	667,346	213	150	363	53,752,780
H24	-	-	7	1,155,720	254	149	403	55,299,744
H25	5	5	10	1,421,068	258	150	408	54,123,682
H26	7	3	10	-	244	126	370	-

注：未記入については未集計である。教育扶助人員は各年7月時点の教育扶助受給実人員（調査時点はH23年以前は7月1日、H24以降は7月31日）

雲南市はH16. 11. 1設置

出所：島根県健康福祉部地域福祉課の提供資料より作成。

な理由により子供を小中学校に就学させることが困難な家族に対して、学校教育法第19条に基づき経済的支援を行うのが就学援助制度である。具体的には、経済的な援助を必要とする世帯（例：市民税非課税世帯、児童扶養手当受給者等）が対象である。

就学援助の対象となる子どもは、生活保護の対象となる「要保護児童」と、要保護に準ずる程度に困窮していると市町村が独自の基準で認定する「準要保護児童」の2種類が存在する。要保護児童の認定を行うのは福祉事務所であるが、準要保護児童の認定を行うのは教育委員会である。雲南市では準要保護の認定基準は生活保護基準の1.5倍で、具体的な認定要件は、市民税非課税、市民税減免、固定資産税減免、国民健康保険料減免、児童扶養手当受給等となっている<sup>17)</sup>。

就学援助は3つの法律で具体化されており、就学奨励法による学用品等の援助、学校給食法による給食費の援助、学校保健法による医療費の援助となっているが、運用上はこれらを合わせて就学援助制度とし、申請も一括に受け付けられている。申請と支給の手続きは、就学援助についてのパンフレットを、学校を通じて配布し、申請書を学校経由もしくは教育委員会学校担当課へ提出する。支給に関しては、保護者の口座へ年4回（5月、8月、12月、3月）振り込まれる<sup>18)</sup>。就学援助の費目と支給額は表7の通りである。医療費の援助は現物支給となる。医療費の対象となる疾患は、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬及び膿痂疹、中耳炎、蓄膿症及びアデノイド、齲歯、寄生虫病等である。これらの就学援助にかかる自治体経費は平成25年度24,917千円である<sup>19)</sup>。

表7 雲南市の援助費目と支給額 (単位：円)

費目	対象者	年額支給額	
		小学校	中学校
新入学用品	1年生	20,470	23,550
通学用品	2年生以上	2,230	2,230
学用品費	全員	11,420	22,320
校外活動費(泊無)	参加者	1,550	2,240
校外活動費(泊有)	参加者	3,570	6,010
修学旅行費	参加者	21,190	57,290
クラブ活動費	参加者	2,710	29,600
生徒会・児童会費	全員	4,570	5,450
PTA会費	全員	3,380	4,190
学校給食費	全員	51,000	60,000
通学費	特別支援児童生徒	39,290	79,410
医療費	受診者 (要保護：小中学生 準要保護：中学生のみ)	実費	実費
体育実技用具費	スキー	26,020	37,340
	柔道	-	7,510
	剣道	-	51,490

注：平成27年4月1日現在

出所：雲南市教育委員会の提供資料より作成。

## 2. 就学援助率の動向

生活保護受給世帯と同様に、「支援しなければいけない子ども」の数を把握できる数字として、就学援助者・率がある。要保護者と準要保護者の合計である就学援助対象者が公立小中学校児童生徒総数に占める割合を示す「就学援助率」は、全国で平成19年度13.75%（約142万2千人）から平成24年度15.64%（155万2千人）、鳥根県で平成19年度10.65%（約6,434人）から平成24年度14.24%（7,904人）、雲南市で平成19年度7.80%（278人）から平成24年度9.93%（318人）と、全国、鳥根県、雲南市ともに上昇傾向にある（表8参照）。

雲南市の就学援助率は、鳥根県や全国とくらべ低い水準を示すが、先にみたように、生活保護受給者に占める17歳以下の子どもの割合が0.1%前後であるのに対し、給食費などの就学援助を利用する世帯が約10%と、生活保護率の約100倍となり、小中学校の子どもへの貧困の広がりが懸念される。

平成24年の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の割合を見ると、雲南市では、1対45.4であるのに対し、鳥根県では1対19.6、全国では1対9.2であり、雲南市では、要保護者児童生徒数に比べ準要保護児童生徒数の割合が大きいことが特徴である。このように、17歳以下の子どもで現に生活保護を受けた雲南市の実人員数・率は、全国や鳥根県とくらべきわめて低い水準であるのに対し、準要保護児童生徒数の割合が多く、生活保護を受けていないが、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯に属する子どもの多さが注目される。

表8 要保護及び準要保護児童生徒数・就学援助率

	要保護及び準要保護児童生徒数			公立小中学校 児童生徒数	就学援助率		
	要保護児童 生徒数	準要保護児 童生徒数	要保護・準 要保護児童 生徒合計		要保護児童 生徒 (%)	準要保護児 童生徒 (%)	要保護・準 要保護児童 生徒合計割 合 (%)
全国							
H19年	132,372	129,010	1,422,482	10,344,469	1.28	12.47	13.25
20	131,033	1,305,128	1,436,161	10,307,216	1.27	12.66	13.93
21	136,648	1,351,465	1,488,113	10,255,247	1.33	13.18	14.51
22	147,755	1,403,328	1,551,083	10,148,668	1.46	13.83	15.28
23	152,060	1,415,771	1,567,831	10,061,116	1.51	14.07	15.58
24	152,947	1,399,076	1,552,023	9,722,963	1.54	14.1	15.64
島根県							
H19年	262	6,172	6,434	60,405	0.43	10.22	10.65
20	252	6,530	6,782	59,682	0.42	10.94	11.36
21	268	6,957	7,225	58,588	0.46	11.87	12.33
22	355	7,267	7,622	57,526	0.62	12.63	13.25
23	381	7,297	7,678	56,684	0.67	12.87	13.55
24	384	7,520	7,904	55,507	0.69	13.55	14.24
雲南市							
H19年	1	278	279	3,565	0.02	7.8	7.82
20	4	279	283	3,535	0.11	7.9	8
21	7	305	312	3,441	0.2	8.86	9.07
22	8	303	311	3,344	0.24	9.06	9.3
23	5	293	298	3,265	0.15	8.97	9.13
24	7	318	325	3,202	0.21	9.93	10.14

出所：全国と島根県は、文部科学省 各年度要保護及び準要保護児童生徒数について、雲南市は文部科学省情報開示請求資料より作成。

注：5月1日現在の児童生徒数（人）である。

## V. 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

### 1. 教育支援資金の概要

教育扶助、就学援助制度の他に、高等学校・大学等については、低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に入学・就学するのに必要な経費を貸付ける「生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）」がある。平成25年高等学校進学率は98.4%、大学・専門学校等進学率は70.2%であるに対し、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率は90.8%、大学等進学率は32.9%にとどまるという状況は<sup>20)</sup>、今なお、教育の機会均等を問う必要があるということであり、その施策のひとつとして期待されるのが、生活福祉資金貸付制度（教育支援

資金貸付)である。

生活福祉資金貸付制度は平成21年度に見直しが行われ、継続的な相談支援と併せて生活費と一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金を創設するなど資金の種類の見直しが行われた。教育支援資金貸付には、低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するのに必要な経費である「教育支援費」と、入学に際し必要な経費である「就学支援費」の2種類がある。「教育支援費」の貸付限度額は、高校(月3.5万円以内)、大学(月6.5万円以内)で、「就学支援費」は50万円以内である<sup>21)</sup>。いずれも無利子で連帯保証人は原則不要である。

## 2. 教育支援資金の貸付け実績

雲南市の生活福祉資金(教育支援資金)の貸付け実績は、貸付け件数・金額ともに減少傾向にある(表9参照)。また、貸付け世帯類型の内訳をみると、生活保護世帯は平成23年(1件)、ひとり親世帯は平成21年(1件)、22年(1件)、23年(1件)、24年(1件)、26年(1件)である。なお貸付金額も、平成21年約7千3百万円から24年約6千7百万円に減少した。教育支援資金の主な用途は、平成21年度5世帯(高校進学2、高校修学旅行1、専門学校進学2)、平成22年度5世帯(高校進学4、専門学校進学1)、平成23年度4世帯(高校進学3、高校諸経費滞納特例分1)、平成24年度1世帯(専門学校進学1)、平成25年度1世帯(短大進学1)となっている<sup>22)</sup>。

貸付件数・金額が減少している要因としては第1に、他制度利用の優先が周知徹底されてきたことがある。たとえば、日本学生支援機構、島根県育英金、母子寡婦福祉資金貸付制度<sup>23)</sup>、民生融資<sup>24)</sup>等、他の資金が利用可能である世帯は、それらを優先して利用する必要がある。そのうえで、これらの資金の貸付け、融資が受けられなかった人、これらの資金の貸付けが決定しているが、なお資金が必要な人、学費等納入期日までに決定が間に合わない人等、必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められる世帯が教育支援資金貸付の対象となる。民生融資の貸付金額は1世帯5万円以内で必要な額と小口貸付であるが、低所得者等であって他より融資を受けることが困難で融資を必要とする者にとって、利用しやすい制度となって

表9 生活福祉資金(教育支援資金)貸付の実績

	教育支援費		就学支援費		教育支援資金貸付け内訳			
	件数	金額	件数	金額	総数	うち生活保護世帯	うちひとり親世帯	その他
H21	4	4,224,000	3	812,000	7	-	1	
H22	2	448,000	5	1,030,000	7	-	1	
H23	1	97,000	3	461,000	4	1	1	
H24	1	1,440,000	1	394,000	2	-	1	
H25	-	-	1	112,800	1	-	-	
H26	-	-	1	260,000	1	-	1	
計	8	6,209,000	14	3,069,800	22	1	5	16

資料：雲南市社会福祉協議会提供資料より作成。

いる。

第2に、雲南市社会福祉協議会の貸付相談窓口での相談体制の充実がある。生活福祉資金貸付制度はあくまでも貸付制度であるため返済の義務が伴う。そこで、貸付窓口に来た相談者に対して、貸付相談だけでなく家計相談にもものるなどして生活全般のアセスメントを徹底することで、新たな借り入れを可能な範囲で抑えながら生活再建を目指すアドバイス等も行っている<sup>25)</sup>。

## VI. 児童扶養手当から見た子どもの貧困化

以上に見てきた基礎的統計以外に、「子どもの貧困化」を把握できる数字として、児童扶養手当の受給状況を示す。児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計をともししていない児童を監護・養育している人に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当である。手当を受けることができる人は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障害状態にある児童）を養育するひとり親家庭または父母に代わってその児童を養育している人（養育者）である。

父又は母、扶養義務者の所得によって手当額が決まるが、制限額を超える場合は支給されない。前年の所得（年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額）が表10の額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部が停止になる。児童扶養手当の月額額は、児童1人の場合、全部支給（42,000円）、一部支給（41,990円～9,910円）で、2人目5,000円加算、3人目以降1人につき3,000円加算となっている。手当額は全国消費者物価指数の動向に合わせて改定される。支給は、年3回（支給月：4月、8月、12月）に分けて4ヶ月分の手当が請求者の預金通帳の口座に振り込まれる。

なお、冒頭に見たように、平成24年時点の相対的な貧困状態を示す所得の全国平均は122万円以下である。児童扶養手当の全部支給の所得制限限度額は、扶養親族2人で95万円、3人で133万円であり、全額支給の児童扶養手当を受けている人は、相対的貧困の世帯の所得とほぼ同水準にある。

この児童扶養手当の支給状況を見ると、全額支給は、平成22年(81人)、23年(92人)、24年(83

表10 児童扶養手当（所得制限の限度額）

扶養親族等の数	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額
0人	19万円	192万円
1人	57万円	230万円
2人	95万円	268万円
3人	133万円	306万円
以降1人につき	38万円/加算	38万円/加算

注：所得額＝年間収入額－給与所得控除額＋養育費－80,000円－諸控除  
出所：島根県「児童扶養手当のしおり」より作成。

表 11 児童扶養手当支給状況

	世帯類型別			対象児童との続柄別			支給類型別		計
	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	母	父	養育者	全額支給	一部支給	
H22	202	-	2	204	-	0	81	123	204
H23	198	24	5	202	24	1	92	135	227
H24	195	26	6	201	26	0	83	144	227
H25	192	27	6	198	27	0	97	128	225
H26	202	28	4	206	28	0	101	133	234

注：各月4月分データである。

出所：雲南市子ども政策局・子ども家庭支援課「児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況」より作成。

人)、25年(97人)、26年(101人)と増加傾向にある。すなわち、児童扶養手当からみた相対的貧困の世帯に属する子どもは、約100人程度ということになる。対象児童との続柄別では母親が圧倒的に多い。世帯類型別では、母子世帯が圧倒的に多く、母親ひとり親家庭への支給が多い。

#### おわりに

本稿では、中山間地域に指定されている島根県雲南市を研究対象として、農村部の子どもの貧困化に焦点を当て、「援助の対象とすべき子どもは誰かとその大きさ」を明らかにした。これに併せて、「見えにくく捉えづらい子どもの貧困」の実態把握の在り方を検討する。

雲南市で生活保護を受けている子どもの数は、平成24年11人、子どもの保護率は0.18%と、全国平均及び島根県とくらべきわめて低い水準にある。また、生活保護と同様に経済的な援助を必要とする世帯に属する子どもを対象とする就学支援を受けている小中学生の数も、平成24年に322人、就学援助率は10.27%と、全国平均及び島根県とくらべ低い水準にある。さらに、児童扶養手当を受けている人は、全額支給と一部支給を合わせて平成26年234人となっている。このように、基礎的統計から把握できる雲南市の子どもの貧困化は、全国平均及び島根県とくらべ進んでいないことが明らかになった。

しかし、生活保護を受けている子どもの数に対して、給食費などの就学援助を利用する世帯及び児童扶養手当を受給する世帯は多くなり、子どもの貧困化の広がりが懸念される。また、母親ひとり親家庭で生活保護を受給する世帯が少ないのも雲南市の特徴である。このように、雲南市では生活保護受給世帯は少ないが、それと同様に経済的な援助を必要とする世帯に属する子どもの数は決して少なくない。つまり、子どもの貧困の状態が見えにくく捉えづらいのが、中山間地域農村部の特徴であることが示唆される。

まず、生活保護受給世帯が少ない。農村部では兼業農家が多いが、その耕地はきわめて零細で、経済的に困窮していても畑で季節の野菜を作るなどして生計を補い、生活保護を申請していないケースは少なくないと考えられる。第二は、母子世帯の場合、実家からの支援を受けるなどして、生活保護を避けているケースも多いと思われる。第三は、このような経済状況の家

庭に属する子どもたちの生活もまた、不安定な条件を避けられない結果にしている。

以上のことから、農村部の子どもの貧困対策を推進するためには、被保護層より広い貧困層に注目しなければならないことに気づく。何かしらの支援をするためには、まずは現実に何が起きているのか実態把握が必要であるが、その際、被保護層だけでなく、就学援助を利用する世帯及び児童扶養手当を受給する世帯もその対象とすることが必要である。そして、これらの子どもたちに現実に何が起きているのかを実態把握し、貧困の背景や親の背後にいる子どものニーズを可視化する必要がある。子どもを取りまく状態像やニーズが把握できれば、必要な支援策の提供も可能になってくる。

最後に今後の課題について、述べておきたい。今後に残された課題は多い。本稿における検討については、子どもの貧困状態を、基礎的統計を提示しながら、中山間地域の一地域の調査事例としてまとめたものにとどまらざるを得ない。今後は、子どもの貧困の状態をマクロの数字ではなく、現実に何が起きているのか実態把握することが課題である。また、複数の地域の実態を詳細に把握しつつ、中山間地域農村部の子どもの貧困の実態に関わる問題について、理論的・実証的検証を基礎に、引き続き検討を積み重ねていくことも課題としたい。

#### 【付記】

鳥根県雲南市健康福祉部梅木次長様及び雲南市各行政部局の担当者及び雲南市社会福祉協議会多々納様には、統計情報の提供をはじめとする調査において貴重なご意見をいただいた。ここに付して御礼申し上げます。

#### 【注】

- <sup>1)</sup> <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>（最終アクセス：平成25年5月10日）
- <sup>2)</sup> 内閣府『平成26年版子ども・若者白書』第3節による。<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26gaiyou/pdf/mokuji.pdf>（最終アクセス：平成25年5月10日）
- <sup>3)</sup> 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第一章総則第一条による。
- <sup>4)</sup> 鳥根県子どものセーフティネット推進計画、平成27年3月。
- <sup>5)</sup> 阿部彩『子どもの格差—生まれた時から背負う不利—』「格差社会」2012年、pp.53-55。
- <sup>6)</sup> 内閣府、前掲。
- <sup>7)</sup> 鳥根県統計情報データベース、平成26年、平成17年より作成。
- <sup>8)</sup> 同上。
- <sup>9)</sup> 厚生労働省、人口動態調査。
- <sup>10)</sup> 総務省、平成22年国勢調査。
- <sup>11)</sup> 総務省、平成17年、22年国勢調査。
- <sup>12)</sup> 総務省、平成22年国勢調査。
- <sup>13)</sup> 同上。
- <sup>14)</sup> 同上。
- <sup>15)</sup> 同上。



- 16) 同上。
- 17) 雲南市教育委員会の提供資料による。
- 18) 同上。
- 19) 同上。
- 20) 「子供の貧困対策に関する大綱」資料3-2、p.6。
- 21) <http://www.shakyo.or.jp/seido/seikatu.html> (最終アクセス：平成25年5月10日)。
- 22) 雲南市社会福祉協議会からの情報提供による。
- 23) 母子家庭の母親が就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核都市から貸付を受けられる資金で、母子家庭の母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。貸付利子は原則無利子である。
- 24) 民生融資とは、雲南市社会福祉協議会独自の福祉の資金貸付制度である。
- 25) 雲南市社会福祉協議会からの情報提供による。

### 【参考文献】

- 赤石千衣子 (2014) 「女性の貧困—シングルマザーと子どもたちの実態から—」『法律のひろば』 pp.12-20。
- 浅井春夫 (2014) 「子どもの貧困の今日の特徴 子どもの貧困大綱をめぐる議論を踏まえて」『経済』 228, pp.57-69。
- 阿部彩 (2012) 「子どもの格差」『格差社会』, pp.53-71。
- 鷹咲子 (2009) 「子どもの貧困と就学援助制度～国庫補助制度廃止で顕在化した自治体間格差～」『経済のプリズム』 65, pp.28-49。
- 小西祐馬 (2004) 「就学援助制度の現状と課題」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』 95, pp.191-205。
- 仙田富久 (2014) 「国民生活基礎調査から見える子どもの貧困と実相」『福祉のひろば』 175, pp.46-52。
- 田端光美他 (1979) 「過疎地域老人の貧困化」『社会福祉』, pp.25-41。
- 藤澤宏樹 (2008) 「就学援助制度の現状—大阪府内の市町村へのヒアリング調査より—」『大阪経大論集』 58 (7), pp.159-167。
- 〃 (2008) 「就学援助制度の再検討 (2・完)」『大阪経大論集』 59 (1), pp.57-75。
- 〃 (2007) 「就学援助制度の再検討 (1)」『大阪経大論集』 58 (1), pp.199-219。
- 室住眞麻子 (2013) 「生活保護世帯の家計・生活構造」『生活保護』, pp.91-108。

宮本恭子

## **Child Poverty in Semi-mountainous Area — UNNAN study of A City in Shimane prefecture —**

Kyoko Miyamoto

(Faculty of Law & Literature, Shimane University)

### [A b s t r a c t]

Impoverishment of children in hilled rural areas  
— Investigation in City UNNAN, Shimane Prefecture —

In this paper, “children who are to be targets of assistance and their level of needs” were clarified by using UNNAN City in Shimane Prefecture, which has been designated as a hilled rural area, as the target of investigation, focusing on impoverishment of children in hilly rural areas, which has little been mentioned in discussions of poverty of children, and presenting basic statistics. Also, ideal ways of understanding the actual conditions of “poverty of children that is difficult to see and understand” were investigated. In UNNAN City, a characteristic was elucidated that the state of poverty of children was difficult to see and understand. To promote measures for reducing poverty of children in rural districts, it was suggested that it is necessary to understand the actual conditions of not only the aided classes but also a broader range of poor classes and investigate necessary support measures.

Keywords : Children, Poverty, hilled rural area